

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第 1 項及び労働関係調整法施行令第 10 条の 4 第 1 項の規定に基づいて、全日本港湾労働組合関西地方神戸支部から、以下のとおりストライキ等の争議行為を行う旨の通知がありましたので、同令同条第 4 項の規定に基づいてお知らせします。

1 開始日

令和 6 年 6 月 14 日以降

2 場所

上記組合の組合員が従事する本四海峡バス株式会社の別記の職場

3 要求事項

65 歳定年延長

令和 6 年 6 月 7 日

厚生労働大臣 武見 敬三

別記

本社、洲本営業所、淡路営業所（以上、兵庫）、徳島営業所、マリンピア営業所（以上、徳島）